

平成 23 年度事業報告

公益社団法人日本文藝家協会

平成 23 年 4 月 1 日から公益社団法人となった日本文藝家協会は、新定款の目的に「文芸家の集団として、日本のみならず人類全体の財産ともなる文化的所産を生み出し継承する責務を持つ。ゆえにこの法人は、日本の文芸家の権利と職能を確立擁護し、文芸的著作物の公正で広範な利用に努め、文化及び芸術の振興に寄与するとともに、教育、福祉等への尽力を通して公益に資する」と掲げた通り、23 年度も、協会として、また文芸家として公正で継続的な発信のできる組織の確立と、公益に資するための事業を行った。

まず協会の組織強化のための動きとして、4 月通常理事会で常務理事増員案が諮られ、佐藤洋二郎、関川夏央、林真理子の 3 氏が新たに常務理事に選任された。新法人では、理事会の付託を受けて業務執行の役割を負う常務理事会であり、これまでの 7 名の常務理事に加えて 11 名の体制となった。また 9 月通常理事会で、総務委員会委員の増員案が諮られ、佐藤洋二郎、関川夏央両氏が新委員に選任され、坂上弘委員長以下、3 名の体制で事務局の相談等に応じられる体制となった。同年度、事務局に新管理システム「K101 (キオイ)」を 1000 万円で導入、運用が開始された。これにより総務部・著作権管理部相互の情報共有化が実現し、事務効率化・省力化が実現した。

9 月理事会では「創立記念事業委員会」の設立とその委員長に篠弘理事長の就任を決めた。協会が平成 28 年 (2016 年) に創立 90 年、戦後再建 70 年を迎えるので、準備を進めることになった。同理事会では「経理委員会」を「財務委員会」に、「文学碑公苑問題検討委員会」を「文学碑公苑事業委員会」と改称する議案を承認可決。実情に応じた名称に改めた。

この年は 3 月 11 日に東日本大震災に見舞われた年であったが、協会は第 65 回定時総会で協議された被災地救援策に基づき、東日本被災者救援基金を新設して会員や準会員、著作権管理委託者から救援金を募った。同基金は 7 月常務理事会の承認を得て、届け先を毎日新聞大阪社会事業団が行っている震災遺児学生救援のための「毎日希望奨学金」に決定、第 1 期分として 385 万円余を送金した。同基金は、奨学金制度の特徴から息長く継続していくことになっており、協会では募金を続けている。

公益社団法人日本文藝家協会の第 65 回定時総会 (平成 23 年度) は、5 月 17 日、東京のアルカディア市ヶ谷で開かれ、平成 22 年度事業報告と同収支計算書、平成 23 年度事業計画案と同予算案、曾野綾子理事を名誉会員に推挙する案をそれぞれ可決承認。総会に引き続き同夜、同所で協会主催の懇親会が開かれ、一般会員をはじめ、文化庁や著作権関連団体、出版・新聞・放送関係者約 250 人が集まり、和やかな交流と懇親の時間を過ごした。

各事業の展開は次の通り。

普及事業

1 講演会等事業

1) 文芸および著作権に関するイベント

広範な文芸の読者層に向けて平成 23 年 7 月から文藝家協会会議室で開催してきた「文芸トークサロン」は、同年度内に次の 7 回開催、作家とその作品に親しみを持ってもらえる会合として読者層に定着している。

【第 1 回】7 月 22 日「『加賀乙彦さんとしゃべりたい、話したい』— 大震災と希望…… 130 日を経て」。ゲスト＝加賀乙彦（作家）、川村湊（文芸評論家）／【第 2 回】9 月 12 日「アメリカ『アクション・ブックス』出版社の試み— 多様な言語の文芸作品をどう紹介するか」。ゲスト＝ジョイエル・ミックスウィーニー、ヨハネス・グランソン（共に詩人で小説家。小出版社を運営）、進行＝中沢けい（作家）／【第 3 回】10 月 21 日「世界的ベストセラー小説『母を願ひ』の申京淑さんをお迎えして— 『韓国・母・文学』について話そう」。ゲスト＝申京淑（作家）、きむ・ふな（翻訳家）、進行＝川村湊（文芸評論家）／【第 4 回】11 月 25 日「俳人・歌人はいま…… 東日本大震災と『ことばのちから』について」。ゲスト＝篠弘（歌人・日本文藝家協会理事長 日本現代詩歌文学館館長）、鷹羽狩行（俳人・俳人協会会長）、進行＝小島ゆかり（歌人）／【第 5 回】24 年 1 月 20 日「『本の現場 Vol. 1』— 電子ブックと作家の未来」。ゲスト＝三田誠広（作家・日本文藝家協会副理事長）／【第 6 回】2 月 24 日「児童文学にできること 絵本がはこぶもの— 絵本作家集合！」ゲスト＝林真理子（作家）、戸田和代、西本鶏介、天沼春樹、正岡慧子（以上、共に児童文学作家）、進行＝岡信子（童話作家）／【第 7 回】3 月 23 日「『本の現場 Vol. 2』— 本屋の本音」。ゲスト＝大橋信夫（東京堂会長、日本書店商業組合連合会会長）、永江朗（作家・早稲田大学教授）、仲俣暁生（編集者・文芸評論家）

2) 文学碑公苑講演会

第 11 回文学碑公苑講演会を、10 月 7 日、静岡県小山町の富士霊園内「富士見会館」会議室で開催。一般公募で参加した文学ファンら 40 人が、俳人で協会会員の、黛まどか氏の講演と鑑賞「俳句と二人三脚で生きて—— 鈴木真砂女の生涯と俳句」を堪能した。黛氏は、鈴木真砂女の 30 句近くの句を選んで参加者に提示、分かりやすい鑑賞を加えながら真砂女の恋と俳句に生きた波乱万丈の生涯を丹念に辿って参加者に感銘を与えた。

3) 著作権思想普及セミナー支援

文芸の普及および人材育成のため広範な教育者層に向けて著作権思想を普及する活動は重要であり、23 年度も文化庁が開催する同趣旨のセミナーに資料提供等で協力した。

2 データベース事業

新管理システム「K101」の導入に伴い、23 年度は、広範な文芸の読者層の利用に応えるためのデータベース構築の準備作業を開始した。

3 編纂事業

1) 文藝年鑑

文芸の啓発、普及、擁護のため『文藝年鑑』平成 23 年版を新潮社から刊行した。内外の文学・映画・演劇・マンガ・メディア等の概観、文学賞、文芸関連名簿などを網羅、刊行し、一般の利用に供した。

2) 年間アンソロジー

文芸の普及のために「文学 2011」を講談社から、「代表作時代小説平成 23 年版」を光文社から、「短篇ベストコレクション 2011 年」を徳間書店から、「ベストエッセイ 2011」を光村図書出版から、それぞれ刊行した。

4 文学モニュメント運営事業

静岡県の富士霊園「文学碑公苑」内の物故文芸家 767 名（平成 23 年度現在）の名前と代表作が刻まれた「文学者之墓」を含む公苑全体の整備を 23 年度も行った。10 月 6 日に 150 人が参加して墓前祭を執り行い、先人たちの冥福を祈った。苑内は一般に公開され、一大文学モニュメントとして親しまれている。

5 文藝家協会ニュース発刊事業

「文藝家協会ニュース」を 23 年度も 10 回発行し、協会の活動報告・著作権者擁護のための動き等を掲載し、会員および官公庁、関連団体、企業等に情報を公開した。

6 障害者等支援事業

23 年度も全国の社会福祉協議会等の求めに応じて、障害者等の支援を目的とした「拡大写本」、「録音図書」等に利用する著作物に関し、無償で許諾する事業を行った。

著作権等管理事業

1 著作権管理事業

当協会著作権管理部の著作権管理委託者は、現在 3600 名余。23 年度も、厳しい経済状況下、著作権管理部の収入の大きな柱であった出版・放送・映画・演劇等の著作物使用に係る手数料収入は減少傾向にあったが、教育関係の使用手数料は順調な伸びを見せられている。

2 補償金等受け取りおよび分配事業

協会は、他の権利者団体等とともに著作権法に基づいた補償金制度である私的録音・録画補償金等を私的録音補償金管理協会 (SARAH) 及び私的録画補償金管理協会 (SARVH) を通じて支払いを受け、対象となる管理委託者に適正に分配した。

調査・研究事業

1 広報・提案事業

文芸家の権利と職能の確立擁護は当協会の定款に掲げる主要な目的であり、23 年度も諸問題に即応した広報・提案事業を進めた。

具体的には、23 年 8 月 25 日付けで、文芸著作物を入試問題などで使用している全国の国公立・私立大学学長と入試担当者に、使用に当たって著作権・著作者人格権への配

慮を要望した理事長名の「要望書」をお届けした。この要望書は、これまで11月に送付していたが、時期が遅すぎるとの指摘を受けて、各校で入試問題作成の準備に入る前にお届けすることになった。同様の要望書は、全国の私立中学・高校長、都道府県教育委員会、高等専門学校、看護系専門学校宛にも送付した。

2011年8月25日

各大学学長 殿
同入学試験担当者殿

公益社団法人 日本文藝家協会
理事長 篠 弘

入試問題に関する要望書

拝啓 貴校におかれましてはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて本日は、貴校で実施されます2012年度の入試問題作成に関する件でお願いをさせていただきます。

日本文藝家協会は、作家・劇作家・評論家・随筆家・翻訳家・詩人・歌人・俳人等、文芸家の職能団体として著作権の擁護・確立につとめ、2003年10月1日からは委託者の著作権管理業務も行っております。例年、各大学等の入学試験問題（主として国語）に文芸家の作品が数多く使用され、今後も増加する状態にありますので、貴校におかれまして下記の点でご留意くださるよう、要望いたします。

ご存知の通り、公表された著作物を必要限度内で入学試験に用いることは著作権法（第36条）によって認められております。しかし出題に際し、教育的配慮の域を越えて文章をみだりに改変すること（同一性保持権侵害）や、出典を明示しないこと（氏名表示権・出所の明示侵害）は禁じられております。にもかかわらず、昨今、入試問題作成にあたって、これらの作者の著作権を無視する行為が相変わらず目立つことは、はなはだ遺憾なことです。また、入試問題を当該試験の受験生以外の者が閲覧できるような態様でホームページ等に掲載する場合は、「著作物の使用」となり、著作権者の許諾が必要ですが、これが守られないことも多々あります。

以上の現状から、当協会は、貴校が今後の入学試験実施にあたり、法によって定められた著作権・著作者人格権を十分に尊重して下さるよう、強く要望いたします。

つきましては、貴校で実施される入学試験に文芸家の作品を使用される場合、入試問題作成関係者に特に下記のようにご指導下さるよう、お願い申し上げます。

なお、貴校が、入試問題を教材出版社等に提供される場合、教材出版社等では日本文藝家協会との取り決めにより、教材掲載に当たっては必ず権利処理をして出版しておりますので、その提供に問題がないことを申し添えます。

記

- 1、出題に際しみだりに作品を改変しないこと。
- 2、出題にあたり、出典（著作者名・作品名等）を明示していただくこと。
- 3、試験の実施後速やかに、使用した作品の著作者（著作権者）と当協会に、試験問題用紙（またはそのコピー）を添えて報告していただくこと。
- 4、入学試験問題を、当該試験受験者以外の一般受験者等の利用に供するために提供する場合、例えば、次年度の受験生等に配布する場合、入学試験問題をホームページ等に掲載する場合、必ず許諾を求めていること（入学試験問題を各校独自の試験問題集に掲載する場合には、いずれの場合も著作物使用料が発生します。必ず著作権者の許諾を得た上で使用料のお支払いをお願いします。また著者名、出所を明示しない場合、著しく改変するような場合には著作権者の許諾が必要です）。

なお、日本文藝家協会に著作権管理委託をされている約 3600 名余の著作者の作品を使用される場合は、当協会ですら許諾が出せません。

委託者名簿は、当協会ホームページ <http://www.bungeika.or.jp/> をご参照ください。

11 月通常理事会と 12 月常務理事会の審議を経て、文藝家協会ニュース 12 月号に次のような「電子出版契約書を取り交わす時の留意点」を掲載して、会員や関係者に注意を呼び掛けた。これは、外国資本による人気端末の日本版発売が迫っているとの報道があり、日本の出版社が外国資本の攻勢に迫られて著作権者に不利な契約を押し付けてくる恐れがあったために注意を呼び掛けた。

電子出版契約書を取り交わす時の留意点

電子出版の契約が、増えて参りました。文藝家協会では、12 月常務理事会の協議に基づき、以下の電子出版契約を取り交わす時の「留意点」をまとめました。

会員が契約書の提示を受けるのは、社団法人日本書籍出版協会作成の電子出版契約書を基にした、各社それぞれの書式が多いようですが、契約書の文言の下記の点に、特にご留意いただきますよう、お勧めいたします。

1、独占契約

契約書では「独占的に許諾する」となっていることが多いです。

* 著作権をご委託されている方……独占契約をされますと、教科書、入試問題、教材などの教育での細々とした許諾の申請を当協会では扱えなくなり、すべて会員が直接対応されるようになります。独占契約を交わされる場合には、「ただし、

教育目的使用は除く」と入れてください。

2、データの権利の帰属

必ず「本電子出版用データ」と明記されていることを、ご確認ください。この「データ」は版元が作成した「出版用データ」です。元原稿、お手元のPCにあるデータは著作者に所有権があります。

3、契約期間

契約は3ヵ年、更新後の有効期間は1年とされることを、お勧めします。

4、利用料

紙の本では刷り部数に対する印税方式です。電子書籍では、配信会社から版元への入金額に対する割合方式が多いのですが、希望小売価格が望ましいのです。計算式とパーセンテージに、ご注意ください。

一部配信業者による電子出版の契約について

配信業者による電子出版の契約が出版社と進んでいるような報道がありました。ほとんど契約はされていないのが実態です。

協会では電子出版契約書についてのご相談を承っております。下記までご連絡をお願いします。

E-mail:bungeika@dd.iiij4u.or.jp

2 「著作権評価に関する意見書」作成事業

23年度は、会員及び会員外を問わず著作権継承者の求めに応じて公正な著作権の評価を行う「著作権評価に関する意見書（評価意見書）」を9本作成し、遺族を通じて最寄りの税務署に提供した。

3 連絡仲介事業

23年度も、文芸の普及、擁護のために一般公衆からの著作物利用の問合せに対し、調査し、著作権者との連絡業務を行い、著作物利用の円滑化を図った。

以上